住環境

3・11大震災 断面

状では青写真を描くのは困難」との声が上がっている。このため区域内での応急仮設住宅の建設は認められておらず、地元は焦りを募らせる。

市内では警戒区域内からの避難者や、震災と津波で自宅を失った市民が住居を求める動きが活発だ。九月まで被害があったのは約百世帯。町内に応急仮設住宅はないため、津波被害を受けた住民は区域が解除されても住む家がなく、すぐに戻ることはできない。

■ジレンマ

田村市は教育施設の帰宅するスケジュールを組むのは困難だ。

南相馬市の緊急時避難準備区域内で生活する自営業の男性（三）は「復旧計画をつくり実現できるよう、国が支援方針などを早急に示すことが必要だ」と強調していた。

給食室前の側溝にたまった土砂を取り除く参加者＝29日、南相馬市原町区・原町一小

南相馬市は住民や民間ボランティアなどの協力を得て区域内の除染に努めている。二十日も県郵便局長会が主体となって区域内にある市内原町区の三小学校で高圧洗浄機を使った除染、除草を行った。約二百五十人が参加した。

本県に除染推進チーム

政府対策室に設置　専門家を派遣

原発相表明

細野豪志原発事故担当相は二十日、県庁で佐藤雄平知事と会談し、東京電力福島第一原発事故による放射性物質の除染作業の本格化に向け、来週にも内閣官房に設ける「放射性物質汚染対策室」の除染推進チームを本県に設置することを明らかにした。

県庁で佐藤知事と会談する細野原発担当相（左）

除染推進チームは政府の原子力災害現地対策本部内に設ける。環境省、日本原子力研究開発機構（JAEA）、政府の原子力災害対策本部の職員で構成し、市町村が策定する除染計画の支援や専門家の派遣業務などを担う予定。佐藤知事は「国が責任を持って除染に当たってほしい」と要望した。

細野氏は警戒区域のうち、今月二十六日と九月一日に初の一時帰宅が実施される三キロ圏内の大熊、双葉両町を視察した。

細野氏は原発事故担当相就任後、毎週末に本県を訪れており、今回で八週連続となる。

県産肉牛再出荷延期の経緯説明

細野氏は放射性セシウムによる汚染牛肉問題で、本県産肉牛の出荷停止解除が延期された経緯を説明した。

佐藤知事は「一刻も早く解除してほしい」と強く求めた。

3キロ圏内の一時帰宅　安全最優先を強調

細野氏は同日午後、井戸川克隆双葉町長、渡辺利綱大熊町長と両町内を視察し、二十六日から始まる三キロ圏内の一時帰宅に万全を期した。

視察を終えた細野氏は広野町体育館で報道陣に対し、除染のモデル事業を来週半ばにも伊達市でスタートさせたいと話した。伊達市を選んだ理由としては他の自治体と比べて除染の準備態勢が整っていることなどを挙げた。具体的な場所は調整中のため示さなかったが、「国会日程が許す限り現場を見たい」などと語った。

三キロ圏内では部分的に毎時五〇マイクロシーベルトを超えることに触れ、双葉町などの一時帰宅は二時間の滞在時間を厳守するなど安全を最優先にし予定通り行うことを強調した。

原子力賠償紛争解決センター

郡山に事務所開設

来月にも

東京電力福島第一原発事故の損害賠償に関するトラブルを裁判以外の手続きで解決する文科省の原子力損害賠償紛争解決センターの福島事務所は、九月十二日に郡山市に開所する予定で調整が進んでいる。県弁護士会が二十日、示した。

同会によると、福島事務所は郡山市駅前を予定しており、仲介委員が和解調停をする際に使用する。和解一日から始まる申し込みなどは九月一日から始動する東京事務所で受け付ける。

仲介委員は十年以上経験のある弁護士らで、東京と福島の両事務所で合わせて百人程になる方針。郡山市の事務所以外の地域については、仲介委員を現地に派遣する。

原発廃止の決議承認

県弁護士会　臨時総会　自然エネ転換訴え

県弁護士会は二十日、郡山市で臨時総会を開き、原発廃止と自然エネルギーへの転換を求める決議や、県弁護士会館の屋根に太陽光パネルを設置する補正予算を承認した。

原発廃止などを求める決議では、原発の危険性を指摘し、安全な度を確保する。調査官役の弁護士も郡山で十人、東京で二十人程度になる方針。郡山市の事務所以外の地域については、仲介委員を現地に派遣する。

自然エネルギーの活用推進を訴えている。内閣や経産相などに提出する予定。

この他、原子力損害賠償紛争審査会が示した損害賠償請求の際に必要な事項をまとめた「被災者ノート追補版」も配布する。ノートは各会場でそれぞれ二千冊用意し、一人一冊ずつ配布する。

整理券の配布を予定している。詳しい問い合わせは県弁護士会電話024（534）2334へ。各会場や開催時間は次の通り。

▽福島会場＝エスパル福島店5階（午前10時30分～午後1時、同3時30分～28日）▽郡山会場＝ビッグパレットふくしま（午前10時～午後6時40分、午後3時20分）▽いわき会場＝東日本国際大4号館（午前10時～浪江町、双葉町、楢葉町、広野町が対象、午後2時～大熊町、富岡町、葛尾村、川内村、いわき市とその他の地域が対象）▽会津会場＝会津大講堂（午後1時30分）▽白河会場＝白河市産業プラザ人材育成センター（午前10時）▽相馬会場＝相馬市総合福祉センター（午前10時、午後2時）

28日に原発賠償説明会　県内6カ所

県弁護士会は二十八日に県内の六カ所で原発事故損害賠償説明会を開く。県内外の弁護士合わせて約百人が、現状での損害賠償請求について解説する。

六月に続いての実施。原子力損害賠償紛争審査会の中間指針が示されたことを受けて、どのような賠償が受けられるか説明する。損害賠償請求の際に必要な事項をまとめた「被災者ノート追補版」も配布する。ノートは各会場でそれぞれ二千冊用意し、一人一冊ずつ配布する。

整理券の配布を予定している。詳しい問い合わせは県弁護士会電話024（534）2334へ。

被害者救済支援センターを開設

来月1日　県弁護士会は九月一日から原発事故の損害賠償に関する相談窓口「被害者救済支援センター」を設置する。専用ダイヤルへの相談で弁護士を紹介。弁護士の事務所で話を聞く。

相談は無料。仮払い請求の依頼や、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申し立ての依頼は有料だが、個人であれば原則として法テラスの法律扶助を利用できる。受付時間は平日の午前十時から午後三時まで。申し込み問い合わせは専用ダイヤル　024（533）7770へ。

がれき使い防潮林・堤

国交相　3次補正計上の方針

大畠章宏国土交通相は二十日、桜井勝延南相馬市長から提案された放射性物質が基準値以下の木質系がれきを活用し防潮林・防潮堤を造る計画についての関連予算を政府の第三次補正予算案に盛り込む考えを示した。南相馬市の沿岸部でがれきの仮置き場を視察後、報道陣に明かした。

南相馬市鹿島区の下水処理場で被害の説明を受ける大畠国交相（右）。右から3人目は桜井市長

大畠氏は処理が課題となっているがれきを再利用して、防潮堤の一部にがれきを建設資材として活用する南相馬市の計画に対し、技術的な支援や事業費の補助をする考えを示した。

大畠氏はこの日、南相馬市の他、東京電力福島第一原発から半径二十キロ圏内の警戒区域内の国道、県道、市町村道の補修状況を視察した。

視察の結果、現在通行不能となっている六号国道の大規模崩落箇所の補修を今月中に完了する見通しを示した。現在、県道、市町村道の不通箇所は二千八カ所あり、県、市町村と連携し補修していくほか、未調査の下水処理場九施設の調査を始めるなど警戒区域内のインフラ復旧に向けた準備を進める。

大畠氏は視察後、福島市の県自治会館で佐藤雄平知事と会談した。

佐藤知事は大畠氏に会津地方を中心とした集中豪雨で被害が出たJR只見線や磐越西線の早期復旧を求めた要望書を提出した。

要望書には国施工による早期の災害復旧支援や公共土木施設の復旧に対する財政支援などが盛り込まれた。

被害を受けたいわき市の小名浜港の埠頭を視察する平野復興相（左）

平野氏は小名浜港の早期復旧・整備などを盛り込んだ要望書を平野氏に手渡した。

講談社　講談社BOOK倶楽部 http://www.bookclub.kodansha.co.jp/　※お近くに書店がない場合のご注文はブックサービス(株) TEL.0120-29-9625へ
〒112-8001 東京都文京区音羽 2-12-21　※定価は税込です。
38万部突破！
「週刊東洋経済」
日本
経済産業省大臣官房 古賀茂明
定価1,680円
重松清
いま、届けたい
恩田陸
きのう
佐藤雅美
高田崇史
真梨幸子
島田荘司
早見俊
姉小路祐
一心斎不
川瀬七
玖村まゆ